

マドリッド協定議定書個別手数料一覧表

2019年8月16日現在

国名	出願時	金額 (スイスフラン)	更新時	金額 (スイスフラン)
アイスランド (2017.1.13日)	1類まで	270	1類まで	270
	1類を超えた1類毎に	58	1類を超えた1類毎に	58
	団体商標		団体商標	
	1類まで	270	1類まで	270
	1類を超えた1類毎に	58	1類を超えた1類毎に	58
アイルランド (2015.7.4日)	1類まで	257	1類まで	262
	1類を超えた1類毎に	73	1類を超えた1類毎に	131
アフリカ知的所有権機関(OAPI) (2018.9.9日)	3類まで	704	1類まで	880
	3類を超えた1類毎に	144	1類を超えた1類毎に	176
			6ヶ月の猶予期間中の更新の場合 追加手数料(類の数によらない)	229
アルメニア (2003.8.13日)	1類まで	221	1類まで	221
	1類を超えた1類毎に	22	1類を超えた1類毎に	22
アンティグア・バーブーダ(2017.4.9日)	類の数によらない	247	類の数によらない	114
イスラエル (2019.3.14日)	1類まで	435	1類まで	776
	1類を超えた1類毎に	327	1類を超えた1類毎に	655
イタリア (2015.7.4日)	1類まで	95	1類まで	63
	1類を超えた1類毎に	32	1類を超えた1類毎に	32
	団体商標		団体商標	
	類の数によらない	318	類の数によらない	191
インド(2018.1.11日)	1類毎に	148	1類毎に	148
インドネシア (2018.1.2日)	1類毎に	144	1類毎に	180
			6ヶ月の猶予期間中の更新の場合 1類毎に	360
ウクライナ (2011.9.18日)	3類まで	429	類の数によらない	429
	3類を超えた1類毎に	86		
ウズベキスタン (2011.9.18日)	1類まで	1,028	1類まで	514
	1類を超えた1類毎に	103	1類を超えた1類毎に	51
	団体商標		団体商標	
	1類まで	1,543	1類まで	1,028
	1類を超えた1類毎に	154	1類を超えた1類毎に	103
英国 (2016.12.10日)	1類まで	227	1類まで	252
	1類を超えた1類毎に	63	1類を超えた1類毎に	63
エストニア (2015.5.11日)	1類まで	151	類の数によらない	188
	1類を超えた1類毎に	47		
	団体商標		団体商標	
	1類まで	203	類の数によらない	235
	1類を超えた1類毎に	47		
欧州連合 (2016.4.25日)	1類まで	897	1類まで	897
	2類目	55	2類目	55
	2類を超えた1類毎に	164	2類を超えた1類毎に	164
	団体商標又は証明商標		団体商標又は証明商標	
	1類まで	1,531	1類まで	1,531
	2類目	55	2類目	55
	2類を超えた1類毎に	164	2類を超えた1類毎に	164
オーストラリア(2016.10.28日)	1類毎に	263	1類毎に	300
オマーン (2011.6.9日)	1類毎に	484	1類毎に	727
	団体商標又は証明商標		団体商標又は証明商標	
	1類毎に	1,211	1類毎に	1,453

国名	出願時	金額 (スイスフラン)	更新時	金額 (スイスフラン)
ガーナ(2015.8.10ヨリ)	1類毎に	379	1類毎に	370
カナダ (2019.6.17ヨリ)	1類まで	251	1類まで	304
	1類を超えた1類毎に	76	1類を超えた1類毎に	95
韓国(2018.9.7ヨリ)	1類毎に	255	1類毎に	292
カンボジア(2018.5.21ヨリ)	1類毎に	139	1類毎に	139
キューバ (2013.5.26ヨリ)	第1段階(出願料相当分)		3類まで	274
	3類まで	274	3類を超えた1類毎に	91
	3類を超えた1類毎に	91	6ヶ月の猶予期間中の更新の場合	
	団体商標		3類まで	329
	3類まで	320	3類を超えた1類毎に	91
	3類を超えた1類毎に	91	団体商標	
第2段階(登録料相当分)※			3類まで	320
類の数によらない	82	6ヶ月の猶予期間中の更新の場合	3類を超えた1類毎に	91
団体商標			3類まで	375
類の数によらない	82		3類を超えた1類毎に	91
キュラソー島 (2016.2.14ヨリ)	3類まで	336	3類まで	336
	3類を超えた1類毎に	35	3類を超えた1類毎に	35
	団体商標		団体商標	
	3類まで	667	3類まで	667
3類を超えた1類毎に	68	3類を超えた1類毎に	68	
ギリシャ (2015.7.4ヨリ)	1類まで	115	1類まで	94
	1類を超えた1類毎に(*)	21	1類を超えた1類毎に(*)	21
	団体商標		団体商標	
	1類まで	577	1類まで	472
	1類を超えた1類毎に(*)	105	1類を超えた1類毎に(*)	105
(* 1出願で10類を越える場合、10類を越えた類の手数料は不要)				
キルギス (2004.6.17ヨリ)	1類まで	340	類の数によらない	500
	1類を超えた1類毎に	160		
ケニア (2014.6.12ヨリ)	1類まで	312	1類まで	178
	1類を超えた1類毎に	223	1類を超えた1類毎に	134
	団体商標又は証明商標		団体商標又は証明商標	
	1類まで	312	1類まで	178
1類を超えた1類毎に	223	1類を超えた1類毎に	134	
コロンビア (2019.1.1ヨリ)	1類まで	297	1類まで	162
	1類を超えた1類毎に	148	1類を超えた1類毎に	79
	団体商標又は証明商標		6ヶ月の猶予期間中の更新の場合	
	1類まで	395	1類まで	221
	1類を超えた1類毎に	197	1類を超えた1類毎に	108
サモア(2019. 3. 4ヨリ)	1類毎に	196	1類毎に	196
ザンビア (2019.3.28ヨリ)	1類まで	125	1類まで	416
	1類を超えた1類毎に	100	1類を超えた1類毎に	332
サンマリノ (2018.3.8ヨリ)	3類まで	233	3類まで	233
	3類を超えた1類毎に	58	3類を超えた1類毎に	58
	団体商標		団体商標	
	3類まで	350	3類まで	350
3類を超えた1類毎に	82	3類を超えた1類毎に	82	
ジョージア (2012.1.19ヨリ)	1類まで	314	1類まで	314
	1類を超えた1類毎に	115	1類を超えた1類毎に	115
シリア(2018.1.25ヨリ)	1類毎に	473	1類毎に	473

国名	出願時	金額 (スイスフラン)	更新時	金額 (スイスフラン)
シンガポール(2017.4.1ヨリ)	1類毎に	242	1類毎に	270
シント・マールテン島	3類まで	298	3類まで	298
	3類を超えた1類毎に	31	3類を超えた1類毎に	31
	団体商標		団体商標	
	3類まで	593	3類まで	593
(2014.12.1ヨリ)	3類を超えた1類毎に	61	3類を超えた1類毎に	61
ジンバブエ	1類まで	97	1類毎に	78
(2016.1.7ヨリ)	1類を超えた1類毎に	58		
スイス	3類まで	450	類の数によらない	500
(2014.1.1ヨリ)	3類を超えた1類毎に	50		
スウェーデン	1類まで	260	1類まで	260
(2015.7.4ヨリ)	1類を超えた1類毎に	102	1類を超えた1類毎に	102
タイ(2017.11.7ヨリ)	1類毎に	418	1類毎に	522
タジキスタン	1類まで	373	1類まで	373
(2017.10.25ヨリ)	1類を超えた1類毎に	29	1類を超えた1類毎に	29
中国	1類まで	249	1類まで	498
	1類を超えた1類毎に	125	1類を超えた1類毎に	249
	団体商標			
	1類まで	747		
(2011.11.6ヨリ)	1類を超えた1類毎に	374		
チュニジア	1類まで	92	1類まで	132
(2019.2.28ヨリ)	1類を超えた1類毎に	12	1類を超えた1類毎に	28
デンマーク	1類まで	302	1類まで	302
	2類目	30	2類目	30
(2019.7.1ヨリ)	2類を超えた1類毎に	91	2類を超えた1類毎に	91
トルクメニスタン	1類まで	151	類の数によらない	380
(2015.9.13ヨリ)	1類を超えた1類毎に	76		
トルコ	1類まで	73	類の数によらない	72
(2018.11.19ヨリ)	1類を超えた1類毎に	14		
ニュージーランド(2018.6.2ヨリ)	1類毎に	102	1類毎に	239
ノルウェー	3類まで	278	3類まで	314
	3類を超えた1類毎に	78	3類を超えた1類毎に	121
	団体商標		団体商標	
	3類まで	278	3類まで	314
(2015.6.6ヨリ)	3類を超えた1類毎に	78	3類を超えた1類毎に	121
バーレーン	1類毎に	1,710	1類毎に	1,710
	団体商標又は証明商標		団体商標又は証明商標	
(2016.9.7ヨリ)	1類毎に	2,105	1類毎に	2,105
フィリピン(2017.3.5ヨリ)	1類毎に	116	1類毎に	178
フィンランド	1類まで	243	1類まで	243
	1類を超えた1類毎に	108	1類を超えた1類毎に	108
	団体商標		団体商標	
	1類まで	324	1類まで	324
(2017.8.1ヨリ)	1類を超えた1類毎に	108	1類を超えた1類毎に	108
新料金 ブラジル	第1段階(出願料相当分)			
	1類毎に	105	1類毎に	269
	第2段階(登録料相当分)※		6ヶ月の猶予期間中の更新の場合	
(2019.10.02ヨリ)	1類毎に	188	1類毎に	406
ブルガリア	3類まで	327	3類まで	161
	3類を超えた1類毎に	21	3類を超えた1類毎に	32
	団体商標又は証明商標		団体商標又は証明商標	
	3類まで	595	3類まで	322
(2015.7.4ヨリ)	3類を超えた1類毎に	54	3類を超えた1類毎に	64

国名	出願時	金額 (スイスフラン)	更新時	金額 (スイスフラン)
ブルネイ (2017.7.3ヨリ)	1類まで 1類を超えた1類毎に	196 107	1類毎に	143
米国(2017.1.14ヨリ)	1類毎に	388	1類毎に	291
ベトナム(2017.3.8ヨリ)	1類毎に	161	1類毎に	143
ベネルクス (オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ) (2019.1.1ヨリ)	1類まで 2類目 2類を超えた1類毎に 団体商標又は証明商標 1類まで 2類目 2類を超えた1類毎に	266 29 89 413 46 139	1類まで 2類目 2類を超えた1類毎に 団体商標又は証明商標 1類まで 2類目 2類を超えた1類毎に	287 32 97 524 59 177
ペラルーシ (2003.4.28ヨリ)	3類まで 3類を超えた1類毎に	600 50	類の数によらない	700
ポネール島、シント・ユースタティウス島、 サバ島 (2011.4.5ヨリ)	3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標 3類まで 3類を超えた1類毎に	195 20 279 20	3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標 3類まで 3類を超えた1類毎に	319 56 581 56
メキシコ(2018.11.8ヨリ)	1類毎に	167	1類毎に	161
モルドバ (2015.7.4ヨリ)	1類まで 1類を超えた1類毎に 団体商標 1類まで 1類を超えた1類毎に	252 52 304 52	1類まで 1類を超えた1類毎に 団体商標 1類まで 1類を超えた1類毎に	262 52 419 52
モロッコ(2018.7.13ヨリ)	1類まで 1類を超えた1類毎に	250 50	1類まで 1類を超えた1類毎に	250 50
ラオス(2016.3.7ヨリ)	1類まで 1類を超えた1類毎に	141 101	1類まで 1類を超えた1類毎に	141 101
日本 (2016.12.14ヨリ)	第1段階(出願料相当分) 1類まで 1類を超えた1類毎に 第2段階(登録料相当分)※ 1類毎に	108 82 269	1類毎に	371

※ キューバ、日本、ブラジルは個別手数料の二段階納付制をとっているため、国際登録出願・事後指定時に個別手数料の第一段階部分、各指定国官庁の審査を経て標章の保護が認められた後に国際事務局へ個別手数料の第二段階部分の支払いが必要です。個別手数料の第二段階部分の納付がない場合には、これらの国の指定が取り消されてしまいますので、ご注意ください。

注) 最新情報はWIPOのホームページでご確認ください。

<http://www.wipo.int/madrid/en/fees/index.html>

<p>お問い合わせ先: 特許庁国際意匠・商標出願室 電話: 03-3581-1101(代) 内線2671, 2672 FAX: 03-3580-8033</p>
--